

協働環境委員会会議録

平成30年6月26日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:17

【 案 件 】

1. 議案第59号 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例
2. 議案第60号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
3. 議案第64号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

【 報告事項 】

1. 公用車による交通事故について (まちづくり推進課)
2. 白旗山におけるメガソーラー開発について (環境整備課)
3. 環境施設等広域化に関する任意協議会の経過について (市民環境部付)

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。「議案第59号 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第59号 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。議案書の37ページをお願いいたします。本案は、立岩交流センター建てかえに伴い、飯塚市消費生活センターを飯塚市市民交流プラザ内に移設するため、提出するものでございます。改正内容につきましては、議案書の38ページ、新旧対照表をお願いいたします。第2条の表中、飯塚市消費生活センターの位置、新飯塚20番30号を吉原町6番1号に改めるものでございます。なおこの条例は平成30年10月1日から施行するものです。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第59号 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第60号の補足説明をいたします。議案書39ページをお願いいたします。福岡県後期高齢者医療広域連合の構成団体であります筑紫郡那珂川町が平成30年10月1日に那珂川市となることに伴い、広域連合規約を変更することについて地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。議案書40ページの新旧対照にございますとおり別表第2の区分6の構成団体のうち、筑紫郡那珂川町を那珂川市に改める。以上、簡単ですが補足説

明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第60号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第64号専決処分の承認について、補足説明をいたします。議案書72ページをお願いいたします。議案書ございますけども別途資料、補足資料を出してさせていただいておりますので、そちらのほうに概要まとめさせていただきますのでこちらのほうで説明をさせていただきますと思っています。

今回の専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、飯塚市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

まず1番の改正内容につきましては、まず①基礎課税税額分の賦課限度額の引き上げは、第3条第2項及び第24条において基礎課税税額分の限度額を54万円から58万円に改めるものです。これによりまして今回は据え置かれております後期高齢者支援分の限度額19万円と合わせて77万円。さらに40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者を含みます世帯では介護納付金分、こちらも据え置かれておりますけども16万円を合わせて93万円となります。

次に、②の均等割平等割の減額対象範囲を拡大につきましては、第24条第2号の5割軽減の対象所得の算定につきましては、27万円を27万5千円に。同条3号の2割軽減の対象所得の算定につきましては、49万円を50万円にそれぞれ改めるものです。資料のほうに軽減判定所得早見表をつけさせていただいておりますけれども、これによりまして例えば4人世帯の場合につきましては所得33万円を超え143万円以下であれば5割軽減。143万円を超え233万円以下であれば2割軽減の対象になることとなります。

次に、2番の影響額につきましては試算になりますけれども試算によりまして①の限度額引き上げにつきましては、限度額超過世帯が35世帯減りまして、調定額自体は651万675円ふえるということになります。②の軽減対象範囲の拡大については5割軽減の対象世帯が44世帯ふえまして軽減額が202万2725円の増。2割軽減の対象世帯は47世帯ふえまして、軽減額が75万9640円の増となり、合計で278万2365円の税収の減となります。この税収減につきましては、国県市の繰入金で補填されることにはなりません。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

ちょっと1点だけ確認でございますが、今の説明によりまして、所得に応じて所得の多い方が増額となって所得の低い方が減額になるというこのような、認識でよろしいですか。

○医療保険課長

そのとおりでございます。

○田中裕委員

それでは大体どのあたりで負担がふえるのか。というところはどうでしょう。

○医療保険課長

今回の課税限度額の引き上げの対象の所得につきましては、世帯の所得にしておおむね730万円以上、給与収入になおすと900万円を超える世帯が該当するということです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。本案は承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「公用車による交通事故について」報告を求めます。

○まちづくり推進課長

公用車による交通事故につきましてご報告いたします。お手元タブレットの公用車による交通事故についての資料をお願いいたします。本件事故は、本年4月17日火曜日、午前9時50分ごろ二瀬交流センターの公用車借用者が同交流センター駐車場で方向転換するためバックした際に駐車中の車両に車両右後方部が接触し、相手方車両の右前方バンパー及びライトが破損したものでございます。この事故の原因は、公用車借用者が車両をバックする際に後方確認を十分に行わなかったことが原因でございます。なお、損害賠償額は15万8112円で示談が成立いたしております。

公用車借用者がおこしました事故により市に損害を与えましたことについて深くおわび申し上げます。公用車貸出にあたっての交通事故防止につきましては、貸出に際しまして十分、安全運転に努めるよう注意喚起を行っておりますが、今後とも、引き続き十分に安全運転の注意喚起を行うよう指導し、再発防止を図ってまいります。大変申しわけございませんでした。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「白旗山におけるメガソーラー開発について」報告を求めます。

○環境整備課長

「白旗山におけるメガソーラー開発について」ご報告いたします。資料、「白旗山におけるメガソーラー開発について」をごらんください。悠悠ホームからノーバルテクノロジーへ所有権移転がなされています開発予定地につきましては、4月20日に林地開発許可申請が飯塚農林事務所に提出されております。その後、4月25日に福岡県農山漁村振興課に送達され審査が行われていますが、書類の修正を県から求められており、それが終わり次第、本市自然環境保全条例に基づく届け出を提出されるとのことです。

次に、一条工務店から光南溶工へ所有権移転がなされています開発予定地についてですが、6月22日に光南溶工関係者が来庁され、4月18日に瀬戸内興建と光南溶工との合同会社、アサヒ飯塚メガソーラーを設立し事業を行っていくとの説明があり、6月11日に土地を売買、

14日に登記申請を行い、本日26日に登記が完了しております。登記完了後に県に林地開発許可に関する地位承継等の届け出を、市に自然環境保全条例に基づく事業者変更の届け出を提出される予定です。白旗山におけるメガソーラー開発については、今後も進捗状況を見守りながら必要な情報を入手し、県とも連携して対応していく考えであります。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

(な し)

質疑はありませんか。質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過について」報告を求めます。

○市民環境部付課長

「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について」ご説明いたします。4月24日の委員会で報告を行いました但其の後、6月11日に協議会が開催されましたので本日は、新たに協議が整った項目について報告を行うものです。資料、「協議項目一覧」をお願いいたします。灰色の網かけは前回までの委員会で報告したしたものでございまして、黄色の部分が新たに報告をするものです。

1ページをお願いいたします。組合の名称ですが、一部事務組合の名称は地域内容、事務内容、組織内容の順でわかりやすく構成される例が一般的でございまして、これに倣い地域が福岡県のほぼ中央に位置しており、おのずと位置が想定されることからふくおか県央、環境などの共同事務を広域で行うことから、環境広域組織が施設組合であることから、これらを順に合わせまして、ふくおか県央環境広域施設組合としております。組合の事務所の位置でございまして、両組合の執務室の面積を比較いたしますと飯塚市・桂川町衛生施設組合が80.25平米、ふくおか県央環境施設組合が45平米で統合に伴うスペースの確保と管内のエリアのほぼ中心に位置しバイパスに近く各方面への利便性が高いことから事務所の位置を飯塚市楽市728番地1、現在の飯塚市・桂川町衛生施設組合の事務所としております。支所等の設置につきましては、設置しないこととしております。

次に2ページをお願いいたします。下段のほうにあります一般職の職員の身分の取り扱いの勤務時間では、飯塚、桂川が現在8時半から17時15分で休憩時間が1時間、福岡県央が8時半から17時までで休憩時間が45分となっておりますが、これを飯塚、桂川に合わせまして、飯塚市・桂川町衛生施設組合の例によることとしております。また、育児休業等につきましては現在、飯塚、桂川のみが条例で定めておりますので飯塚・桂川の例によることとしております。職員の任用につきましては、適切な職員配置をするため職員の任用を行い、再任用につきましては、現行のとおり制度を設けることとし、採用試験につきましては、飯塚、桂川のみ職員に関する試験及び選考規則がございまして飯塚・桂川の例によることとしております。

次に3ページをお願いいたします。職員の給与の初任給では、一般職は行政職(一)を適用し、上級は1級25号給、初級は1級9号給、単純労務職は行政職(二)を適用し、技能職は1級17号給、労務職は1級5号給としております。昇給の方法としましては、飯塚市準用の飯塚・桂川の例によることとし、通常や表彰等による昇給のものとしております。退職手当及び勸奨退職の退職手当では、両組合の現行のとおり福岡県市町村職員退職手当組合に加入し、勸奨退職は必要に応じて実施することとしております。給料の調整は休職等から復帰した場合の給料の号給の調整でございまして、これを国に基準により実施することとし、旅費につきましては、飯塚市準用の飯塚・桂川の例によることとしております。

次に4ページをお願いいたします。使用料手数料の取り扱いでは、新組合の設立後は、直ちに再編や処理区画の見直し等は実施しないことから現在の料金を引き継ぐとしておりますが、手

数料につきましては、情報公開においては新組合で一括して対応する必要がございますので飯塚市の例によるとしております。その他の事務の取り扱いの公告式では、組合事務所並びに飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町の庁舎前の掲示上に、掲示するとしておりました公印では、公印取扱及び出納員等領収印取り扱い規定を設けることとしております。公平委員会につきましては、共同で設置することとしております。以上が6月11日の協議会で新たに整ったものでございます。

また、5月8日に一部事務組合の全員の議員さんにご出席いただきまして、新たな一部事務組合に関する項目についてご意見をいただきました。主な意見は議員の定数等や今後の施設のあり方についてのものでございまして引き続きご意見を伺うこととしております。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

(な し)

質疑はありませんか。質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。これもちまして協働環境委員会を閉会いたします。